

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

## 1. 目的及び運営の方針

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人の「自立」を支援することによって、主体的な活動や参加の機会が増え、介護予防につながることを目指します。

「自立」とは、自分の人生を自分で納得したものにしていくために、自分の中にある素直な思いを実現したり、それに近づいたりしていけるよう考え行動することです。

## 2. 職員及び職務内容

職 種	人 数	職務内容
社会福祉士	1名	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 一般介護予防事業
主任介護支援専門員	1名	(ケラケラ百歳体操、地域サロン支援等) 包括的支援事業
保健師	2名	(認知症施策、在宅医療介護連携推進事業、権利擁護事業、総合相談等)

## 3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業所について

事業所名称	吉野町地域包括支援センター
所在地	吉野町大字丹治130番地の1 吉野町役場長寿福祉課内
連絡先	電話：0746-32-8856（直通） I P 39-9078 32-3081（内線 332） FAX：0746-32-4690
営業日及び営業時間	月曜日から金曜日（12月29日～1月3日までと国民の祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分
事業の実施区域	吉野町全域

## 4. サービス利用料

介護予防支援に関しては介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。また、介護予防ケアマネジメントについても自己負担はありません。

## 5. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、担当者を配置し、虐待防止のための研修の実施や委員会の開催並びに指針を整備する等の必要な措置を講じます。

6. 業務の実施方法等について

①利用申込みの受付	介護認定審査会において要支援認定を受けた利用申込者または介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、重要事項説明書を交付、説明し、同意を得たうえで利用申込者に所定書類に必要事項を記載してもらい、吉野町長寿福祉課に届け出ます。
②契約締結	利用申込者と契約を締結します。
③アセスメント	吉野町長寿福祉課より要支援認定にかかる調査内容、主治医意見書、介護認定審査会による判定結果・意見及び基本チェックリストを入手し、利用者宅を訪問し、所定のアセスメント事項により利用者及び家族に対しアセスメントを行います。
④介護予防サービス・支援計画原案の作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。
⑤サービス担当者会議の開催	サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画原案について専門的な意見を聴取します。
⑥介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書を利用者又は家族に交付します。
⑦サービスの提供	介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス・支援計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
⑧モニタリング	少なくとも原則3カ月に1回、利用者の状況に著しい変化があった時には訪問して面接を行います。それ以外は可能な限り面談、電話等の方法により計画の実施状況を把握します。
⑨評価	3～6カ月に1回、計画の達成状況について評価を行います。
⑩給付管理	介護予防サービス等の利用実績を確認し、所定の様式により作成します。
⑪介護報酬の請求 (介護予防支援のみ)	介護報酬請求に関する所定の書類を作成し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 吉野郡吉野町大字丹治130番地の1 健やか一番館3階 長寿福祉課  
吉野町地域包括支援センター

(説明者) \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

利用者 奈良県吉野郡吉野町大字

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印